

公益財団法人箕面市国際交流協会多言語人材就労支援及び
職業紹介事業の運営に関する規程

2021年（令和 3年） 3月19日 規程第 3号

2024年（令和 6年） 3月 5日 規程第 1号

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人箕面市国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する多言語人材就労支援及び職業紹介事業（以下「紹介事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（求人）

第2条 協会は、紹介事業の取り扱い職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申し込みの内容が法令に違反し、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しないものとする。

2 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により申し込むものとし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも受理することができるものとする。

3 協会は、求人の申し込みの際、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示することができる。

4 協会は、求人受付の際に、別表の紹介手数料表に基づく受付手数料（着手金）を請求するものとする。なお、既に納入された受付手数料（着手金）は、紹介の成否に関わらず、これを返還しないものとする。

（求職）

第3条 協会は、紹介事業の取り扱う職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合は、受理しないものとする。

2 求職の申し込みには、求職者が直接来所し、所定の求職票により申し込むものとする。

3 求職者が常に日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望する場合は、協会に特別の登録をし、別に定める登録証の提示によって、求職申し込みの手続きを省略することができるものとする。

（紹介）

第4条 協会は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう積極的な対応を行うものとする。

- 2 協会は、求人者の希望に適合する求職者の紹介を積極的に行うものとする。
- 3 協会は、求人者への紹介に際し、求職者が従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、又は希望される場合はファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示することとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示することとする。
- 4 協会は、求職者を求人者に紹介する場合は、求職者に紹介状を発行するものとし、求職者は、協会が発行した紹介状を求人者に持参するものとする。
- 5 協会は、求人又は求職の申し込みを受けた場合は、責任を持って紹介業務を行うものとする。
- 6 協会は、労働争議に対する中立の立場をとるものとし、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に求職者の紹介を行わないものとする。
- 7 求人者は、協会が紹介した求職者との間で雇用契約を締結した場合は、別表の紹介手数料表に基づき協会が請求する紹介手数料を速やかに協会に支払うものとする。

(その他)

第5条 協会は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図り、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応するものとする。

- 2 協会が行った職業紹介の結果については、求人者及び求職者の双方から、協会に対して、その結果報告を行うものとする。また、協会の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が、就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から協会に対して報告するものとする。
- 3 協会は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、公益財団法人箕面市国際交流協会多言語人材就労支援及び職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程（2021年公益財団法人箕面市国際交流協会規程第4号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- 4 協会は、協会が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示は行わないものとする。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じるものとする。
- 5 協会は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いをしてはならない。
- 6 協会が取り扱う職種の範囲等は、国内における全職種とする。
- 7 協会が行う紹介事業の運営に関する規定は、上記のとおりとし、協会の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営するものとする。
- 8 協会の職員は、紹介業務に関する疑義については、誠意をもって対応するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるものの他、紹介事業の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規程は、2021年（令和3年）6月1日から施行する。
- 2 この規程は、公布の日から施行する。